

九州歯科大学学位規程

法人規程第 6 3 号
平成 1 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項及び九州歯科大学大学院学則(平成18年4月法人規程第35号。以下「学則」という。)第18条の規定に基づき、学則第16条及び第17条に定めるもののほか本学において授与する学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、博士(歯学)とする。

(学位の授与)

第 3 条 本学大学院歯学研究科(以下「研究科」という。)において所定の課程を終えた者には、学則の定めるところにより学位を授与する。

(論文の提出)

第 4 条 研究科に3年以上在学し、学則第8条に定める履修科目について4年次終了までに30単位以上修得し、または修得する見込みの者は、在学中に論文を提出することができる。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績をあげた者については、3年次終了までに30単位以上を修得し、または修得する見込みがあれば足りるものとする。

第 5 条 論文の審査を受けようとする者は、論文に研究科委員会が定める書類を添え、主科目教授を経て学長に提出するものとする。

2 論文には、参考として他の論文を添付することができる。

3 学長は、審査のため必要があるときは、論文の訳文その他の参考資料の提出を求めることがある。

(論文の審査及び最終試験)

第 6 条 学長は、論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとし、研究科委員会は、論文審査委員(以下「審査委員」という。)を定めて論文の審査及び最終試験を行う。

2 審査委員は、3人とする。ただし、必要があるときは、これを増員することができる。

第 7 条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について公開審査、口述及び筆答により行なうものとする。

第 8 条 論文の審査及び最終試験は、原則として論文の受理後1年以内に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第 9 条 審査委員は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、すみやかにその結果の要旨を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(学位の判定)

第 1 0 条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位を授与するべきか否かを決定し、その結果を文書をもって学長に報告する。

(論文提出による博士)

第 1 1 条 第3条に定めるもののほか、同条に規定する者以外の者で研究科委員会が定める研究歴を有するものが論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、研究科において4年以上在学し、学則第9条に定める単位を取得した者と同等以上の学力を有

するか否か、及び研究指導能力を有するか否かを試問により確認された場合にも学位を授与する。

2 前項の論文の審査を受けようとする者は、論文に研究科委員会が定める書類及び別に定められた審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

第12条 前条第1項の試問は、公開審査、口述及び筆答によるものとする。

第13条 第5条第2項及び第3項並びに第6条及び第8条から第10条までの規定は、第11条の論文の審査及び試問並びに学位の判定に準用する。この場合において、これらの規定中「最終試験」とあるのは「試問」と読み替えるものとする。

(学位記の交付)

第14条 学長は、第10条(前条において準用する場合を含む。)の報告に基づき、学位を授与すべきものと認められた者には、学位記を授与する。

2 学位記の形式は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(報告及び論文要旨の公表)

第15条 学長は、前条の規定により学位を授与したときは、この旨を研究科委員会に通知し、かつ、文部科学大臣に学位規則第12条に定める報告書を提出するとともに、学位を授与した日から3か月以内にその論文の要旨及び論文の審査結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表をしたときはこの限りではない。

(学位の名称)

第17条 本学において授与された者が学位の名称を用いるときは、「九州歯科大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第18条 本学において学位を授与された者で、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は、学位の榮譽を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経てすでに授与した学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による研究科委員会の議決は、構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意があることを必要とする。

(その他)

第19条 この規定に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。